

橋本市規則第 23 号

橋本市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額  
を定める規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

橋本市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則(平成18年橋本市規則第219号)の一部を改正する。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後			改正前		
橋本市消防団員等公務災害補償条例(平成18年橋本市条例第224号)第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			橋本市消防団員等公務災害補償条例(平成18年橋本市条例第224号)第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 略	略	常時介護を要する状態	1 略	略
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>90,790円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>90,790円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>85,490円</u> 以下であるときに限る。)	月額 <u>85,490円</u> (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介	1 略	略	随時介	1 略	略

<p>護を要する状態</p>	<p>2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>45,400円</u>以下であるときに限る。)</p>	<p>月額<u>45,400円</u>(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)</p>	<p>護を要する状態</p>	<p>2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が<u>42,700円</u>以下であるときに限る。)</p>	<p>月額<u>42,700円</u>(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)</p>
----------------	---	--	----------------	---	--

附 則

(施行期間)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の規定は、令和8年4月1日以降の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。